

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和 7 年 7 月 28 日)

開催日及び場所			令和 7 年 6 月 11 日（水）北陸農政局第 1・2 会議室	
委員			中田 博繁（弁護士） 古谷 まゆみ（公認会計士） 大割 範孝（ジャーナリスト）	
審議対象期間			令和 6 年 10 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日	
審議対象案件			284 件うち、1 者応札（応募）案件 21 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1 件	
抽出案件			5 件 うち、1 者応札案件 2 件 （抽出率 1.8%）（抽出率 9.5%）	
抽 出 案 件 内 訳	工 事	一般競争		3 件 うち、1 者応札案件 2 件 契約の相手方が公益社団法人等の件数 0 件
		指 名 競 争	公募型指名競争	該当なし
			工事希望型競争	該当なし
			その他の指名競争	抽出なし
		随意契約		抽出なし
	業 務	一般競争		抽出なし
		指 名 競 争	公募型競争	該当なし
			簡易公募型競争	1 件 うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の件数 0 件
			その他の指名競争	抽出なし
		随 意 契 約	公募型プロポーザル	該当なし
			簡易公募型プロポーザル	1 件 うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の件数 0 件
			標準型プロポーザル	該当なし
			その他の随意契約	抽出なし
	物 品 役 務 等	一般競争		抽出なし
		指名競争		該当なし
		随意契約（企画競争・公募）		抽出なし
		随意契約（その他）		抽出なし
	(特記事項) なし			

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]	なし	

事務局：北陸農政局総務課

（注） 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第４２条第１項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

	意 見・質 問	回 答 等
委員からの 意見・質問 それに対する回答	1 一般競争 特定災害復旧事業 石川農地海岸地区 能登島海岸（半浦地区）その1 堤防復旧工事	
	◆本案件は、当初入札において応札者がいなかったため、入札説明書等をダウンロードした 16 者に対してアンケート調査を実施し、11 者からの回答結果を踏まえて、競争参加資格要件の変更を行い、あらためて入札した結果、1 者の応札があったということでのいいのか。 ◆アンケートの回答では、入札説明会から入札書・提案書又は企画書等の提出期限までの準備期間が短い等の意見が出ているが、2 回目の入札に設けた 7 営業日の期間は、1 回目の入札と同じ期間なのか、あるいは 1 回目の入札より延ばしているのか。 ◆7 営業日は一般的なレベルなのか。 ◆競争参加資格要件を緩和した入札が 1 者応札となった結果について、どのように分析しているか。 ◆競争参加資格について、海岸構造物工事とコンクリート構造物工事に違い（難易度、技術者レベル、資格、工事実績等）はあるのか。	◆そのとおり。 ◆1 回目も 2 回目も標準的な期間を設定していることから、延ばしてはいない。 ◆標準的な期間として設定しているものである。本案件は災害復旧工事であり、時間的に事業費を確保し、早期発注による事業効果の発現が求められている。全体として業者が少なく、早期に発注情報を提示し、業者を確保する必要があるなどの事情を勘案し設定した背景がある。 ◆業者数が少なく、受注可能な業者についても他の案件を抱えていることから、必要な人員を確保できない等の状況によるものと推測する。 ◆海岸構造物工事は、堤防・護岸工事等海岸に特化した資格であり、コンクリート構造物工事は、海岸にかぎらず平地等での工事施工の資格が含まれることから、より施工範囲が広範であり、一般的な土木業者で

	◆能登半島地震の影響を受けた工事として抽出したが、競争に参加する業者が限られている中、より多くの業者が参加できるようにどのような工夫や検討を行っているかお聞きしたい。 ◆競争参加資格要件に「北陸農政局における令和５・６年度一般競争参加資格を付与されている有資格者」とあるが、「北陸農政局における」を外し、農水省管轄で有資格者とすることはありうるのか。 ◆アンケートの回答に、工期延期に関する明示の要望があるが、仕様書等にあらかじめ明示しておくものなのか。	あれば有している資格と思われる。当該工事については、海岸構造物を対象としているが、海岸堤防内部の目地補修を主とした堤防の復旧を行うものであり、一般的な土木施工が可能な技術を有する業者であれば足りると判断し、コンクリート構造物工事も競争参加資格に追加したものと思われる。 ◆業者数が少ない状況等でこういった条件であれば受注可能か、工事規模の妥当性等を含め検討しているところである。地元業者だけでは圧倒的に数が足りないため、いろいろなものを組み合わせてより大規模な工事発注により、全国の業者も参加してもらえるような対策を検討している。同じような工事をどうやって請け負ってもらうのではなく、国が実施する直轄代行事業と県営事業等とのマッチング及び工事内容に応じた契約形態の推奨等により、様々な業者が参入し、現場が潤滑に動いていくような取り組みを今後も進めていきたい。 ◆各農政局で資格を定めているが、全国的にはほぼ同じ枠組みで評価されていることから等級レベルは概ね同一となる。全国レベルに広げたとしても大幅に競争参加者数が増えることはないことから、資格の設定に問題はないと考えている。 ◆一般的には施工計画を策定し、工期内での施工完了とする発注が基本形であることから明示しておくことはない。本案件のように災害復旧に係る案件の場合、早期発注が優先され、施工調整的な部分を含んで工期を設定する場合が現実的にある。業者側としては不明確な部分が多いと工期や経営判断にも影響することから、工期延期に関する情報はなるべく明示してほしい
--	--	---

	◆変更要因が不明確な部分をリスクととらえる認識もあるのか。	という思いから要望されたものとする。施工業者には当初契約による工事を進めてもらい、現場条件等の違いにより変更の必要が生じた場合、速やかに変更手続きを行っている。 ◆能登半島地震に関する工事の場合、業者側は施工を進めていく中で行政側の条件変更を想定している。あらかじめ工期変更が分かっているならば、リスクヘッジとして発注者側に対し期間的に余裕を持った発注を期待しているのではないかと考える。当方としても余裕を持った準備期間を設定したいが試行錯誤的な部分もあり、工事を進めていく中で明らかになってくるものや現場の条件等と相違することが判明し、変更が必要となる場合がある。工事実績の蓄積や災害復旧の進捗状況を踏まえ、業者が不利とならず、了解いただけるよう、また工事の受注に支障を来たさないように契約をしていきたい。
--	--------------------------------------	--

	意 見・質 問	回 答 等
委員からの 意見・質問 それに対する回答	2 簡易公募型競争 新津郷用水農業水利事業 北潟調圧水槽用地測量業務	
	◆落札率の低い要因をどのように分析しているのか。 ◆成果物の検証は行っているのか。 ◆第三者照査は、落札業者に課しているのか。 ◆第三者とはどのような者なのか。 ◆第三者照査に要する経費も落札金額に含まれているのか。 ◆低入札となるのは測量業務ではよくあることなのか。	◆受注業者は地元近隣の業者であり、交通費がかからないこと、また業務施行地域の地理に精通していること等が要因ではないかと推測する。 ◆成果をもとに用地契約締結及び登記を行うことが前提であり、正確性が必要となるため、受注者が自ら行う照査とは別に、低入札業務であったため、第三者による照査を併せて実施している。また、発注者側でも内容を精査した上で、検査を実施している。 ◆そのとおり。落札価格が低かったため、他社の資格ある者に確認してもらい、照査を確実に実施してもらっている。 ◆測量業務経験が長く、受注者が配置する照査技術者と同等の資格や経験を持つ者としている。 ◆落札金額の中から支出されているものと思われる。 ◆新潟県内の案件で最近多い傾向がみられる。石川、富山と比べて業者数が多く、競争原理が働いているためではないかと推測する。新潟県内においては、業者間の競争が激しく低入札の傾向であり、測量業界の団体からも競争が激化していることに関して相談を受ける場合もある。発注者側としては、競争原理に関与できるものではなく、競争参加者及び成果の品質の確保に努めているところである。 なお、品質が確保されないおそれがある

	◆この形で着実に入札ができるのであれば望ましいと考える。	場合は、入札契約方式を変更して、単純な価格競争ではなく、技術力を見るようにしている。 ◆業界では前述のような傾向がみられる中、技術力が必要な業務などでは、入札方式自体を変更し、技術力を求めるとともに、低入札になった場合には必要なチェックを入れていく仕組みが必要と考えている。
--	-------------------------------------	---

	意 見・質 問	回 答 等
委員からの 意見・質問 それに対する回答	3 簡易公募型プロポーザル 国営土地改良事業地区調査 刈谷田川地区 高収益作物作付検討業務	
	◆技術提案書の評価結果について、管理技術者の評価点の最も低い業者が、技術提案書の評価では、确实性の評価点が高く、結果として技術提案の採用者に選ばれている。管理技術者の評価点と技術提案書の評価点の差が大きく、2つの評価点の差により逆転が生じる可能性が高い評価方法との印象を受けたが、如何。 ◆営農分野にかかる類似実績や成果が多い事業者等であれば、評価が高くなるのか。 ◆本案件については、随意契約にもかかわらず、落札率が低い点に着目し審議案件としたが、資料に記載の要因分析及び説明により理解できた。 ◆発注業務の内容により、差異が生まれるのか。 ◆今回の受注業者は、営農に関するプロポーサルを行っているコンサルタント業者なのか。 ◆新潟を地場として活動する業者ではないのか。	◆プロポーザル方式の発注業務は、定型的でない案件が多い。本案件においても営農に主眼をおいた業務内容であり、当該分野における専門知識、業務経験等に着目した審査結果が今回の評価になったものと考ええる。 ◆そのとおり。 ◆河川協議資料作成など一般的な業務であれば成果の予測が可能であり、必要な人員（技師等）を計上することにより、予定価格と見積価格は概ね近い金額になるが、どのような成果になるか分かりにくい業務の場合、各業者の見積価格にバラツキが生じるケースがある。今回の案件についても積算参考として徴取した作業歩掛に価格差があったため、平均値に最も近い歩掛を採用した結果、見積価格と予定価格に差異が生じたものとする。 ◆そのとおり。 ◆（受注業者は、）そういった業務も含め畑地農業に関する振興を事業として行っている。 ◆そうではない。全国的に学術的な支援や広報活動等を行っている業者であり、本案

		件のような業務を請け負い、畑地農業に関する調査・研究を深めることも事業活動の一部としている。
--	--	---

	意 見・質 問	回 答 等
委員からの 意見・質問 それに対する回答	4 一般競争 水橋農地整備事業 下条上市団地（水橋小出工区）区画整理（その1）工事	
	◆位置図ではかなりの量の工事が今後予定されているようだが、いつまで続く工事なのか。 ◆アンケートの意見にある発注規模を増やすこと等も対応としては可能なのか。 ◆地権者の了解を得られなければ工事を進められないのではないのか。 ◆受益者農家は賦課金を払い続けていくことになるのか。 ◆土地改良区単位又は生産者単位のレベルで工事規模をまとめているのか。 ◆（区画整理の規模である）2 ha は昔の兼業農家の平均的な経営面積では。 ◆ほ場を大きくすれば複数の地権者が農地を共有することになるのか。 ◆権利関係の調整にも北陸農政局が関与しているのか。	◆事業計画では令和 15 年まで順次整備していくこととなっている。 ◆請け負っていただけるような発注規模を検討していきたいと考えている。 ◆地権者と合意形成ができた箇所から工事計画の説明を行い、着手している。 ◆そのとおり。 ◆集落単位である。地元調整を図りながら工事を施工しているが、国営事業自体は地元の同意を得て採択されており、総論としては賛成してもらっている。ただし、個々の農家の土地に工事が入る場合、細かい調整が必要となり、場合によっては難航する部分もある。 ◆概ねそのくらいの経営面積ではないかと思われる。 ◆そのとおり。換地により別の場所へ移る方もいる。農地の集積、集約を進めていくことが生産性をあげる重要な柱と考えており、本事業はその実現のために、農地整備を行うにあたり、区割りの変更、権利調整等を地域で話し合っただき、計画的に農地の集約を図っている。 ◆換地の手続き等は土地改良事業団体連合会等に委託しており、調整については、

	◆1 者応札後に実施したアンケート結果をどのように分析しているのかお聞きしたい。当該地区の案件としては令和4年度の委員会に出席して以降、3件目の審議であり、未だ1 者応札となる要因に理解し難い部分がある。また、今回の審議対象期間においても5件の発注に対し、4 件が1 者応札となっており、実質的な改善がみられないように思われる。 ◆2 者からアンケートの回答をもらっているが、①A社は、工事コストに見合うメリット無い、工種の遅れが発生した場合、工程の修正が困難であり、リスクが高い②B社は類似の工事実績がなくリスクがあると判断した、発注規模を今年度以上にしたい旨の理由で入札に参加しなかった。一方、今回の案件と同時期に、A社は同様の工事を別の工区で1 件請け負い、B社も同様に2 件請け負っている。さらにB社が受注した工事は、今回の工事より規模が小さく、アンケートの回答では業者の真意が測れない。資料に記載の対策がアンケート結果を踏まえたものとしたら、これが1 者応札の解消に向けた効果ある対策とは思えず、実質的な改善もみられないように思える。今後も工事が予定されており、要因分析と工夫の余地があると思うが、如何か。	県、市の職員が地元に入りまとめてもらっている。 ◆当該地区の区画整理工事は、国営と県営の事業が混在しており、同時期に相互に工事を発注している。受注可能な事業者が限られている中、一斉に案件が発注されるため、工事を管理する技術者が不足する状況となっていること等が入札参加業者の少ない要因ではないかと分析している。 ◆ほ場整備の難しさがどこにあるかというと、表土を剥ぎ取り（作物の栽培に適した土をはぎ取って集積）、再び作物が栽培できるように整備する、これが非常に困難な作業である。単に土を物理的に移す作業であれば一般的な土木会社でも施工可能であるが、非常に難易度が高く、当該工事を施工できる業者が限られているのが現実問題としてある。他県で新規参入業者が同様の工事を請け負った例では、表土を戻した後、砂利が入ってしまい、除去を求められたケースも多々ある。また、全国的に、ほ場整備は県営が多く、年間の行政予算に対し、受注に関しては概ね地元の業者数と市場バランスがとれていたが、今回のように国営事業が入ることで事業が加速化され、県営事業で実施している事業者数では足りなくなっているのが実態としてある。過年度の1 者応札に対する工夫としては、①業者から参考見積を徴収し、歩掛に含まれないようなコストを加味することで、より利益が出るように業者が考える適正価格に近付ける方式②工事の規模を大きくし、全国的な業者が参入できるような案件を発注する方式を検討。①については、事業計画上の事業費が増大し、経済比
--	--	---

		較を行った場合成り立たなくなることから、現状では導入が厳しく未だ実施していないが、②については、今年度、試行的に1件発注している。この方式で成果があれば、農地整備にかかる一定程度の面積が確保されるとともに、ロットが大きくなることで、小規模な発注案件の数が適正化されると思われる。一方、地元でしか対応できないレベルの区画整理については。工区割り等による発注を実施することで、多少の改善が見込まれるのではないかと考える。発注方式の中でどのように実践していくかは検討中であり、試行的な実施についての効果の検証は今後の課題であるが、以上のように1者応札の改善に向けた工夫に取り組んでいるところである。
	◆アンケートでは「類似の工事实績がなくリスクがあると判断した。」と回答した業者が、別の地区で区画整理工事を受注している。類似の工事というのはほかにあるのか。 ◆1者応札に対する工夫については説明を受けたが、今後も当該地区における案件に対しては注意を払っていく必要があると考える。	◆地下水が高く湧水が発生するなど、工区によって工種（水路工、暗渠工の有無等）が異なる場合があり、業者によっては、工区や工種により入札参加を判断する場合があるのではないかと推測する。 ◆ご指摘については、発注した事業所でも問題意識を持っており、工事経験がない業者であれば、請負業者の下請になるなどこの地域の業者を育てる機会を作らなければ競争性が生まれないのではないかな等の意見も伺っている。先ほど説明した工夫を含め改善を図っていききたい。

	意 見・質 問	回 答 等
委員からの 意見・質問 それに対する回答	5 一般競争 信濃川左岸流域農業水利事業 7号幹線用水路宝地工区その4工事	
	◆入札業者の中には、予定価格を超過した者や低価格入札によりヒアリングの対象になった者など、入札金額にバラツキがあるが、工事内容等に何か特徴があったのか。 ◆本案件については、9者が入札に参加しており、競争性が働いている点に着目し審議対象とした。入札執行調書及び評価結果では、最も入札金額が低い業者が落札業者となっておらず、総合評価落札方式の良さが出ているものと評価する。	◆工事内容に特殊性はなく、高度な施工技術を要するものでもない。これまでは現場でコンクリート打設が行われていたが、今回の工事ではプレキャストコンクリート製品（2次製品）を設置しており、施工性が高くなっている。また、コンクリートを現場で打設する場合、品質管理等も必要であるが、2次製品は既に品質が確保されているため不要である。行政としてもいかに少ない作業員で施工できるかの観点からプレキャスト化を進めているところであるが、プレキャスト化の推進は過渡期であり、各業者側が考える施工方法及び作業員数等が入札金額に差が生じた要因と推測する。

	意 見・質 問	回 答 等
委員からの 意見・質問 それに対する回答	その他全般	
	なし	
委 員 講 評		
◆本日の委員会において、局長に対する意見の具申又は勧告が必要なことはなかった。今後も能登半島地震に関わる工事発注が予定され、入札では競争性が働きにくい場合もあると思われるが、適正な入札執行をお願いしたい。また、審議案件４については、１者応札の改善に向け工夫している旨説明をいただいたが、引き続き取り組みを推進していただきたい。		